

2017年2月21日

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

平成29年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見

日本生活協同組合連合会

貴省が日々取り組まれている、輸入食品の安全確保の取り組みに対し、敬意を表します。これまでの、輸入食品の安全性向上への努力は大きいものと評価しております。

国では「日本再興戦略2016」を掲げ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを目途に、インバウンドや対外輸出等に注力する方針が打ち出されました。一方、世界的な貿易自由化の流れの中、輸出だけでなく輸入の増加も推測され、輸入食品の安全対策の重要度が増すことと考えます。輸入食品の安全性確保は国民生活においても非常に関心の高い領域であり、引き続き監視・指導の強化、制度の充実を求めるものです。

以上のことを踏まえ、平成29年度輸入食品監視指導計画（案）（以下、平成29年度計画（案））について、以下の通り弊会の意見を提出いたします。

1. 食品衛生監視員の増員を含む監視体制全体の強化を、さらに図るべきと考えます。
近年の輸入届出件数は、毎年増加傾向です。たとえば、平成27年度は平成26年度から4万件増加し、約226万件になっています。総量は大きな変動が見られないことから、輸入品目の細分化や品目の増加が進んでいると推測されます。また、輸入実績の無かった国や食品等、輸入動向の変化も予測されるため、新たなリスクを想定しておくことも必要です。このような状況から、全国の検疫所等の「水際」での監視はより重要度を増し、食品衛生監視員の増員やスキルアップ等の人的体制の強化は必要です。平成29年度計画案の説明時には、例年の説明と異なり、増員予定人数が明示されませんでした。予算も増額されている状況から、例年以上の増員を図っていただきたいと考えます。
併せて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策とし、貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携を強化すべく、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有についても十分に考慮をお願いします。
2. 輸出国に、我が国におけるHACCP（危害分析・重要管理点方式）義務化に向けた取り組み状況等を説明してください。そして、輸出国のHACCPに対する理解を広げ、よ

り普及に努めてください。

国内の食品の安全を確保するため、国内事業者に対しH A C C Pの義務化に向けた取り組みが進んでいます。このことは、消費者の食品の安全・安心につながる施策と評価します。

輸入食品の安全確保に関しても、昨年度から輸出国におけるH A C C Pの普及が重点として取り組まれてきました。輸出国でH A C C Pが採用されることは、食品の衛生管理において重要です。今後も輸出国のH A C C Pに対する理解・普及の促進のための施策を、継続して取り組むべきです。

その際には、輸出国に対し、我が国の食品衛生規制制度・食品安全の確保に対する考え方や取り組み状況について説明し、理解を図ることが重要です。また、輸出国の食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等に関する事前調査、情報収集を行い、輸出国の課題や求める支援を的確に見出す必要があります。そして、その際には、P D C Aサイクルなどによる検証・改善を行うなど、継続的に対策を進めて下さい。

なお、昨年度計画にあった「輸出国登録施設制度」について、平成29年度計画(案)には触れられていません。H A C C Pの国内整備と並行し、制度の確立、実用化を進めてゆくべきです。引き続き、外務省や関連の民間団体等などとも連携しながら、輸出国とのコミュニケーションを密にとり、H A C C P普及のための施策を丁寧に進めて下さい。

3. 食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置など、積極的且つ具体的な対応を求めます。

食品防御への対応は加工食品全般の重要な問題であり、輸入食品においても国内で生産される食品においても、常に必須の課題です。経済連携協定等が進むと、新規の輸出国の新たな商品の流通が見られるようになるなど、貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。輸出国情報の収集、輸出国との二国間協議、現地調査など様々な機会を設定し、輸出国の安全対策に関する情報収集等を継続的に進めるべきです。

また、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関との連携も、一層強化する必要があると考えます。また、現場である製造業者と行政機関等の意見交換や食品加工に関わる様々なステークホルダーによる研究会を設置するなど、問題の未然防止のための施策を積極的且つ具体的に推進してください。

昨年、弊会の意見書で提案した、世界保健機関（WHO）の国際食品安全当局ネットワーク（The International Food Safety Authorities Network；INFOSAN）による情報提供に関しては、ネットワークが発信する主な危害事例や情報をホ

ホームページに掲載することが計画されており、大きな前進だと評価します。今後、海外で食品安全上の問題が発生した場合には、早期警告や緊急時対応などの速やかな情報発信をお願いします。同時に、あらゆるメディアを活用し、消費者・国民が直ちに情報を受け取れるように対応してください。そのためには、加盟国間の情報交換を積極的に行い、連携を密にすべきと考えます。

4. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。リスクコミュニケーションや学習会の開催数を増やす等、より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすべきです。

(1) リスクコミュニケーション・学習会について

未だ、輸入食品に対して、必要以上に不安を感じている消費者は少なくありません。引き続き、輸入食品に関するリスクコミュニケーションを重視し、丁寧でわかりやすい説明と機会の確保を求めます。

1月に東京で開催された、平成29年度計画(案)に関するリスクコミュニケーションは、国、食品事業者、消費者代表、学識者などのステークホルダーを交えた説明で、川上から川下までのしくみ全体から輸入食品の安全確保を理解に役立つものでした。輸入食品だけでなく、食品全体の安全確保の考え方、安全を担保するための基準のあり方等、食品の安全の枠組みの中からの説明は、消費者が理解しやすいものと思います。このような説明の工夫は、引き続き検討、実施すべきです。

しかしながら、東京、大阪で開催されるリスクコミュニケーションへの消費者の参加は、毎年多くありません。今年は例年に比べて消費者の参加が増えましたが、それでも2割にとどまっています。開催案内の発信、情報提供の方法を検討すべきです。あわせて、全国各地で少人数の学習会等を開催するなど、より多くの消費者が身近なところで情報に触れられる工夫も必要です。なお、地方での開催には、自治体、地域の消費者団体と連携することも、大切だと考えます。

(2) 情報提供の方法

輸入食品の安全に関するわかりやすい情報を、的確且つ十分に提供してください。1月には、貴省公式「食品安全情報 Twitter」が開始されました。昨年、弊会の意見書でもSNSを使った情報提供を提案しましたが、輸入食品の安全確保の取り組みについての丁寧な情報提供を、大いに期待します。また、他の媒体についても、わかりやすく丁寧な情報発信となるよう、一層の努力を求めます。今後も、消費者を含む様々なステークホルダーと双方向型のリスクコミュニケーションを着実にを行い、消費者・国民の理解がさらに促進するよう、取り組みの強化を求めます。